

# 第1回さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

## 次 第

日時 令和2年3月25日（水）

19時00分～

場所 消防局庁舎3階 危機管理センター  
災害対策室（本部員会議室）

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 題

#### （1）現状について

- ・さいたま市の現在の感染状況の位置づけ

#### （2）市民利用施設、市主催イベント等の今後の方向性について

- ・市民利用施設、市主催イベント等の再開等の条件及び時期
- ・再開する市民利用施設とその感染症防止策

#### （3）学校の再開等について

#### （4）意見交換会

#### （5）その他

### 4 閉 会

### 配布資料

#### 1 次第

#### 2 名簿

#### 3 資料1 さいたま市の状況

#### 4 資料2 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

#### 5 資料3 新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止している市民利用施設の一覧

#### 6 資料4 他自治体の市民利用施設、市主催イベント、学校の状況

#### 7 資料5 市民利用施設、市主催イベント等の再開等に関する基本的方向性

#### 8 資料6 各局資料に基づく市民利用施設、市主催イベント等の再開方針と感染症防止対策事例のまとめ

#### 9 資料7 施設、イベント、事業等の感染症予防の具体的方策例

#### 10 資料8-1 学校の再開について

#### 11 資料8-2 図書館の一部業務の再開について

#### 12 資料9 さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 委員名簿

	役職	職名	氏名	備考
1	座長	保健福祉局長	清水 恒男	
2	委員	保健福祉局理事兼総務局理事	青木 龍哉	
3		さいたま市保健所長	西田 道弘	
4		古河赤十字病院長	小山 信一郎	
5		峯小児科院長	峯 真人	
6		さいたま市民医療センター副院長	石田 岳史	

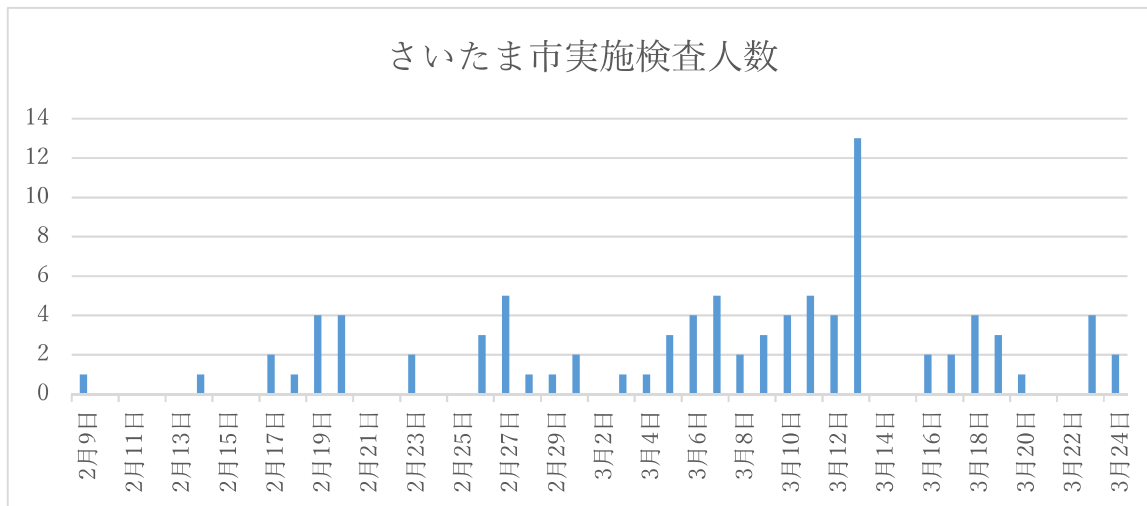
「( )」=代理出席者

第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 出席者名簿

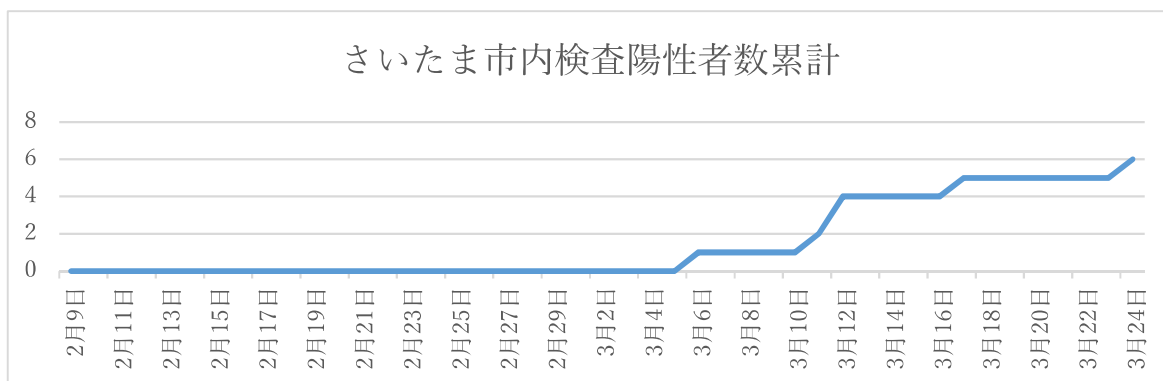
	職名	氏名	備考
1	さいたま市長	清水 勇人	
2	さいたま市副市長	日野 徹	
3	さいたま市副市長	高橋 篤	
4	さいたま市副市長	阪口 進一	
5	さいたま市教育長	細田 眞由美	
6	さいたま市総務局長	山崎 正弘	
7	さいたま市市民局長	木島 泰浩	
8	さいたま市スポーツ文化局長	蓬田 潔	
9	さいたま市子ども未来局長	金子 博志	
10	さいたま市経済局長	千枝 直人	
11	さいたま市都市局長	望月 健介	
12	さいたま市副教育長	久保田 章	

「( )」=代理出席者





※全国でのPCR検査実施人数は 18,322 人（クルーズ船関係は除く。また退院時の確認検査や、疑似症報告に該当しない検査などは含まれていない）（3/22日版厚生労働省発表資料）



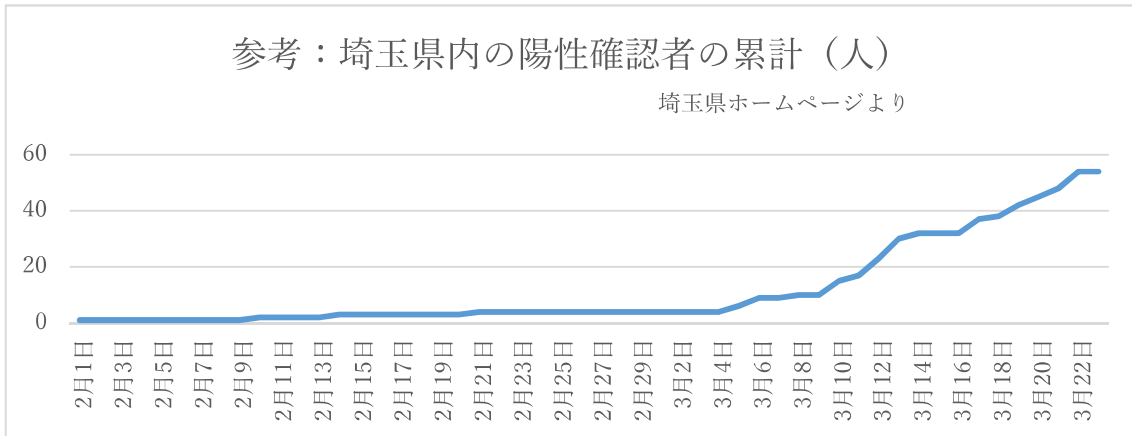
＜参考＞ 市内の検査体制

	1月31日～3月中旬	3月中旬～
さいたま市健康科学研究センター	最大 15 人分/日 ※1人1検体の場合	最大 20 人分/日 ※1人1検体の場合

＜参考＞ 市内の陽性者の情報

- ・1人が大阪ライブハウス利用者（3月6日判明）
- ・1人が3月6日千葉県記者発表17例目と同じ職場（3月11日判明）
- ・3人がエジプト旅行参加者及びその同居者（3月12日、17日判明）
- ・1人が感染原因不詳（3月24日判明）

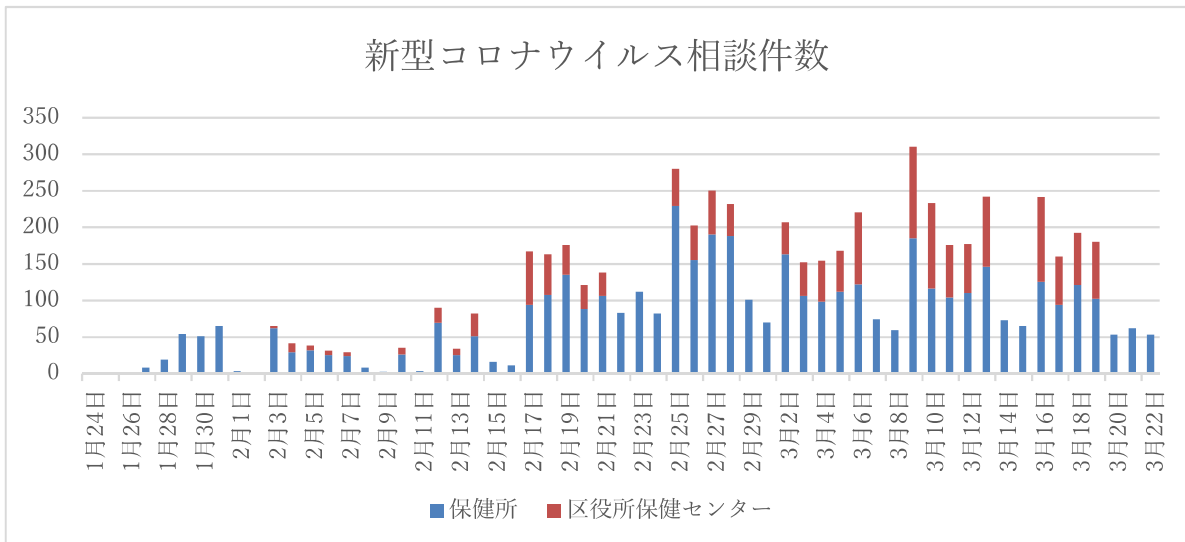
＜参考＞埼玉県内の陽性確認者の累計



（2）保健所（帰国者・接触者相談センター・1月24日開設）および  
区役所保健センター（市民向け相談窓口・2月3日開設）の相談件数

	3月22日までの累計
保健所	4,484件
区役所保健センター	1,647件
合計	6,131件

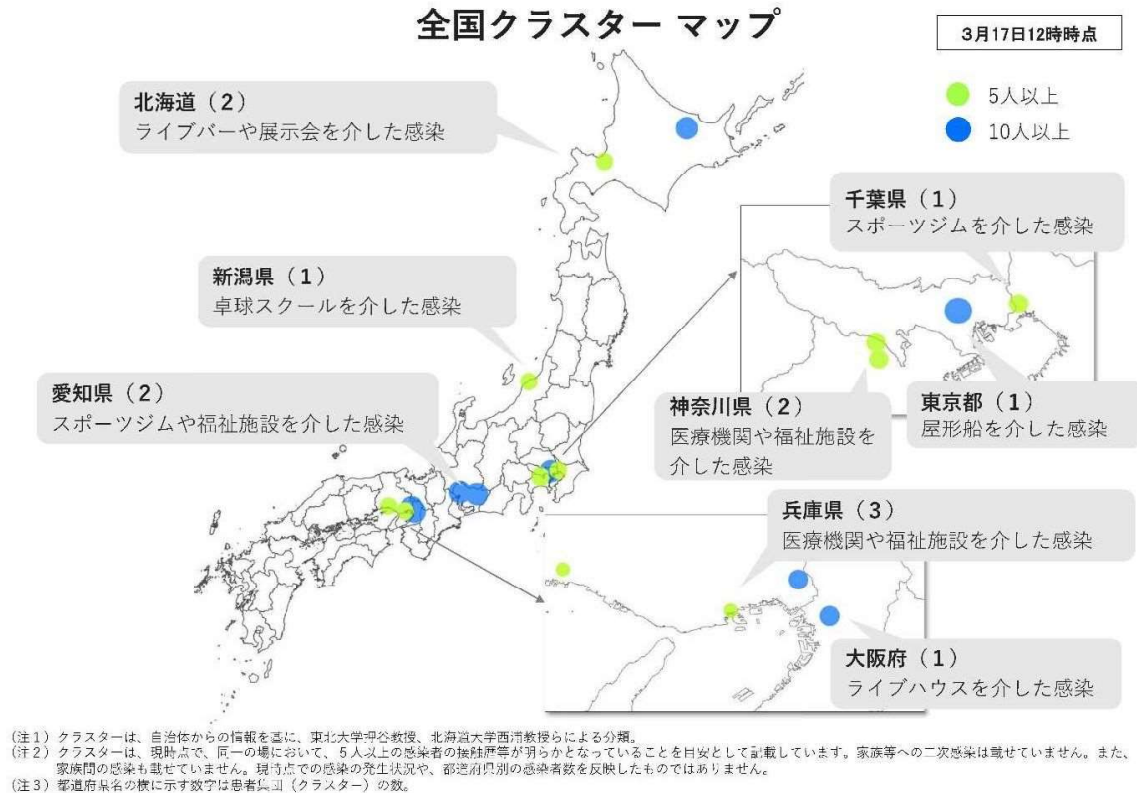
相談件数の推移



（3）帰国者・接触者外来設置状況（令和2年3月24日時点）

4 医療機関で設置（現時点で確定した数であり、その他調整中の医療機関あり）

# 1 全国のクラスターマップ（厚生労働省ホームページより）



## 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

## 1. 感染状況が拡大傾向にある地域

- まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要がある
- その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極める。
- 特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考える。

## 2. 感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域

- 人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考える。
- ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生の早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要性が生じ得る。

## 3. 感染状況が確認されていない地域

- 学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施する。
- ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠。

## 【出典】

国の第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より



## 新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止している市民利用施設の一覧

## 対象施設（合計 316 件）

図書館	25 件
公民館・集会所	62 件
コミュニティセンター・市民活動施設	23 件
公園	41 件
スポーツ施設	35 件
文化施設・博物館	19 件
福祉施設	24 件
子育て支援施設	65 件
環境施設	2 件
市民保養施設	1 件
各区役所多目的室	10 件
その他施設	9 件
合計	316 件

図書館

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	中央図書館	3月2日～3月31日	048-871-2100	教育委員会事務局
2	北浦和図書館	3月2日～3月31日	048-832-2321	教育委員会事務局
3	東浦和図書館	3月2日～3月31日	048-875-9977	教育委員会事務局
4	美園図書館	3月2日～3月31日	048-764-9610	教育委員会事務局
5	大宮図書館	3月2日～3月31日	048-643-3701	教育委員会事務局
6	大宮西部図書館	3月2日～3月31日	048-664-4946	教育委員会事務局
7	桜木図書館	3月2日～3月31日	048-649-5871	教育委員会事務局
8	馬宮図書館	3月2日～3月31日	048-625-8831	教育委員会事務局
9	大宮西部図書館三橋分館	3月2日～3月31日	048-625-4319	教育委員会事務局
10	春野図書館	3月2日～3月31日	048-687-8301	教育委員会事務局
11	大宮東図書館	3月2日～3月31日	048-688-1434	教育委員会事務局
12	七里図書館	3月2日～3月31日	048-682-3248	教育委員会事務局
13	片柳図書館	3月2日～3月31日	048-682-1222	教育委員会事務局
14	与野図書館	3月2日～3月31日	048-853-7816	教育委員会事務局
15	与野南図書館	3月2日～3月31日	048-855-3735	教育委員会事務局
16	与野図書館西分館	3月2日～3月31日	048-854-8636	教育委員会事務局
17	岩槻図書館	3月2日～3月31日	048-757-2523	教育委員会事務局
18	岩槻駅東口図書館	3月2日～3月31日	048-758-3200	教育委員会事務局
19	岩槻東部図書館	3月2日～3月31日	048-756-6665	教育委員会事務局
20	桜図書館	3月2日～3月31日	048-858-9090	教育委員会事務局
21	桜図書館大久保東分館	3月2日～3月31日	048-853-7100	教育委員会事務局
22	北図書館	3月2日～3月31日	048-669-6111	教育委員会事務局
23	宮原図書館	3月2日～3月31日	048-662-5401	教育委員会事務局
24	武蔵浦和図書館	3月2日～3月31日	048-844-7210	教育委員会事務局
25	南浦和図書館	3月2日～3月31日	048-862-8568	教育委員会事務局

公民館・集会所

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	五反田会館	3月2日～3月31日	048-684-2574	教育委員会事務局
2	鹿室南集会所	3月2日～3月31日	048-794-0536	教育委員会事務局
3	生涯学習総合センター	3月2日～3月31日	048-643-5651	教育委員会事務局
4	指扇公民館	3月2日～3月31日	048-622-4424	教育委員会事務局
5	馬宮公民館	3月2日～3月31日	048-623-1904	教育委員会事務局
6	植水公民館	3月2日～3月31日	048-623-0989	教育委員会事務局
7	内野公民館	3月2日～3月31日	048-623-5735	教育委員会事務局
8	大砂土公民館	3月2日～3月31日	048-666-3593	教育委員会事務局
9	日進公民館	3月2日～3月31日	048-663-6611	教育委員会事務局
10	宮原公民館	3月2日～3月31日	048-667-0621	教育委員会事務局
11	植竹公民館	3月2日～3月31日	048-666-1127	教育委員会事務局
12	桜木公民館	3月2日～3月31日	048-643-5652	教育委員会事務局
13	大宮南公民館	3月2日～3月31日	048-641-4980	教育委員会事務局
14	大宮中部公民館	3月2日～3月31日	048-641-8955	教育委員会事務局
15	大宮北公民館	3月2日～3月31日	048-641-3747	教育委員会事務局
16	三橋公民館	3月2日～3月31日	048-642-6893	教育委員会事務局
17	大成公民館	3月2日～3月31日	048-663-4927	教育委員会事務局
18	大宮東公民館	3月2日～3月31日	048-643-4391	教育委員会事務局
19	大砂土東公民館	3月2日～3月31日	048-684-9226	教育委員会事務局
20	片柳公民館	3月2日～3月31日	048-684-3492	教育委員会事務局
21	七里公民館	3月2日～3月31日	048-686-4721	教育委員会事務局
22	春岡公民館	3月2日～3月31日	048-685-6911	教育委員会事務局
23	鈴谷公民館	3月2日～3月31日	048-859-7322	教育委員会事務局
24	大戸公民館	3月2日～3月31日	048-832-5495	教育委員会事務局
25	与野本町公民館	3月2日～3月31日	048-853-6007	教育委員会事務局
26	上落合公民館	3月2日～3月31日	048-852-3132	教育委員会事務局
27	下落合公民館	3月2日～3月31日	048-854-3411	教育委員会事務局
28	田島公民館	3月2日～3月31日	048-863-0400	教育委員会事務局
29	土合公民館	3月2日～3月31日	048-862-5135	教育委員会事務局
30	大久保公民館	3月2日～3月31日	048-854-8441	教育委員会事務局
31	栄和公民館	3月2日～3月31日	048-857-1127	教育委員会事務局
32	大久保東公民館	3月2日～3月31日	048-851-6586	教育委員会事務局
33	岸町公民館	3月2日～3月31日	048-824-0168	教育委員会事務局
34	領家公民館	3月2日～3月31日	048-831-2265	教育委員会事務局
35	浦和南公民館	3月2日～3月31日	048-822-1088	教育委員会事務局
36	上木崎公民館	3月2日～3月31日	048-831-5342	教育委員会事務局
37	大東公民館	3月2日～3月31日	048-886-0656	教育委員会事務局
38	仲本公民館	3月2日～3月31日	048-882-4695	教育委員会事務局
39	針ヶ谷公民館	3月2日～3月31日	048-833-4165	教育委員会事務局
40	本太公民館	3月2日～3月31日	048-887-4933	教育委員会事務局
41	仲町公民館	3月2日～3月31日	048-822-8425	教育委員会事務局
42	常盤公民館	3月2日～3月31日	048-832-1841	教育委員会事務局
43	北浦和公民館	3月2日～3月31日	048-832-3139	教育委員会事務局
44	南箇公民館	3月2日～3月31日	048-882-1721	教育委員会事務局
45	文蔵公民館	3月2日～3月31日	048-845-5151	教育委員会事務局
46	南浦和公民館	3月2日～3月31日	048-882-6035	教育委員会事務局
47	谷田公民館	3月2日～3月31日	048-882-9272	教育委員会事務局
48	六辻公民館	3月2日～3月31日	048-861-1930	教育委員会事務局
49	西浦和公民館	3月2日～3月31日	048-862-9522	教育委員会事務局
50	別所公民館	3月2日～3月31日	048-864-6781	教育委員会事務局

公民館・集会所

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
51	東浦和公民館	3月2日～3月31日	048-874-0550	教育委員会事務局
52	善前公民館	3月2日～3月31日	048-887-0580	教育委員会事務局
53	大古里公民館	3月2日～3月31日	048-810-4155	教育委員会事務局
54	三室公民館	3月2日～3月31日	048-873-2594	教育委員会事務局
55	尾間木公民館	3月2日～3月31日	048-873-4993	教育委員会事務局
56	原山公民館	3月2日～3月31日	048-882-8321	教育委員会事務局
57	美園公民館	3月2日～3月31日	048-878-0515	教育委員会事務局
58	岩槻本丸公民館	3月2日～3月31日	048-758-3100	教育委員会事務局
59	岩槻本町公民館	3月2日～3月31日	048-757-6043	教育委員会事務局
60	岩槻南部公民館	3月2日～3月31日	048-798-7620	教育委員会事務局
61	岩槻北部公民館	3月2日～3月31日	048-795-1881	教育委員会事務局
62	岩槻城址公民館	3月2日～3月31日	048-756-7855	教育委員会事務局

コミュニティセンター・市民活動施設

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	馬宮コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-625-8821	市民局
2	西部文化センター	3月2日～3月31日	048-625-3851	市民局
3	宮原コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-653-8558	市民局
4	日進公園コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-664-4078	市民局
5	大宮工房館	3月2日～3月31日	048-645-3838	市民局
6	高鼻コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-644-3360	市民局
7	東大宮コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-667-5604	市民局
8	七里コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-687-3688	市民局
9	片柳コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-686-8666	市民局
10	与野本町コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-853-7232	市民局
11	上峰コミュニティホール	3月2日～3月31日	048-852-0121	市民局
12	西与野コミュニティホール	3月2日～3月31日	048-854-8584	市民局
13	下落合コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-834-0570	市民局
14	浦和コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-887-6565	市民局
15	南浦和コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-886-5856	市民局
16	武蔵浦和コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-844-7215	市民局
17	美園コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-764-8810	市民局
18	コミュニティセンターいわつき	3月2日～3月31日	048-758-1980	市民局
19	岩槻駅東口コミュニティセンター	3月2日～3月31日	048-758-6500	市民局
20	ふれあいプラザいわつき	3月2日～3月31日	048-756-6000	市民局
21	男女共同参画推進センター(パートナーシップさいたま)	3月2日～3月31日	048-642-8107	市民局
22	三つ和会館	3月2日～3月31日	048-642-4741	市民局
23	市民活動サポートセンター	3月2日～3月31日	048-813-6400	市民局

## 公園

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	駒場運動公園	3月2日～3月31日	048-882-8149	都市局
2	三浦運動公園	3月2日～3月31日	048-886-3200	都市局
3	荒川総合運動公園	3月2日～3月31日	048-857-0451	都市局
4	上落合北公園	3月2日～3月31日	048-711-2290	都市局
5	荒川彩湖公園	3月2日～3月31日	048-711-2290	都市局
6	桜草公園	3月2日～3月31日	048-711-2290	都市局
7	西堀高沼公園	3月2日～3月31日	048-711-2290	都市局
8	大谷口公園	3月2日～3月31日	048-711-2290	都市局
9	八王子公園	3月2日～3月31日	048-856-1313	都市局
10	大原テニス公園	3月2日～3月31日	048-854-0522	都市局
11	与野中央公園	3月2日～3月31日	048-854-0522	都市局
12	大間木公園	3月2日～3月31日	048-878-3656	都市局
13	沼影公園	3月2日～3月31日	048-861-9955	都市局
14	岩槻文化公園(体育館)	3月2日～3月31日	048-798-8411	都市局
15	秋葉の森総合公園	3月2日～3月31日	048-620-7186	都市局
16	佐知川公園	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
17	西遊馬公園	3月2日～3月31日	048-623-6135	都市局
18	宝来運動公園	3月2日～3月31日	048-623-6135	都市局
19	三橋総合公園	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
20	土呂公園	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
21	天沼テニス公園	3月2日～3月31日	048-648-6699	都市局
22	大平公園	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
23	大和田公園	3月2日～3月31日	048-642-0478	都市局
24	さいたま新都心公園	3月2日～3月31日	048-729-5675	都市局
25	観音寺下公園	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
26	砂中央公園	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
27	七里総合公園	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
28	春岡中央公園	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
29	東大宮中央公園	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
30	堀崎公園	3月2日～3月31日	048-687-2237	都市局
31	岩槻城址公園	3月2日～3月31日	048-757-9122	都市局
32	岩槻諏訪公園	3月2日～3月31日	048-758-2301	都市局
33	岩槻文化公園	3月2日～3月31日	048-798-8411	都市局
34	川通公園	3月2日～3月31日	048-799-0878	都市局
35	北部工業団地記念公園	3月2日～3月31日	048-757-9122	都市局
36	浦和北公園	3月2日～3月31日	048-886-3200	都市局
37	水とやすらぎの広場	2月29日～3月31日	048-641-0198	水道局
38	水とスポーツ公園	2月29日～3月31日	048-685-4300	水道局
39	水とふれあいの広場	2月29日～3月31日	048-858-8727	水道局
40	水といこいの広場	2月29日～3月31日	048-839-8397	水道局
41	大宮花の丘農林公苑	3月2日～3月31日	048-622-5781	経済局

スポーツ施設

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	大宮体育館	3月2日～3月31日	048-685-2121	スポーツ文化局
2	与野体育館	3月2日～3月31日	048-853-4998	スポーツ文化局
3	浦和西体育館	3月2日～3月31日	048-855-4541	スポーツ文化局
4	サイデン化学アリーナ(記念総合体育館)	3月2日～3月31日	048-851-5050	スポーツ文化局
5	大宮武道館	3月2日～3月31日	048-687-1011	スポーツ文化局
6	多目的広場 かわいきずなひろば	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
7	多目的広場 徳力みんなの広場	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
8	多目的広場 新堤ふれあい広場 ※2か所	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
9	多目的広場 きりしきひろば	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
10	多目的広場 39ひろば	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
11	多目的広場 大和田第一きずなひろば	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
12	多目的広場 日進わいわいひろば	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
13	多目的広場 西文ひろば	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
14	多目的広場 ふれあいパーク奈良瀬戸	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
15	多目的広場 蓮沼神明神社の森	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
16	多目的広場 みんなの広場扇の里	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
17	多目的広場 三角公園前ひろば	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
18	多目的広場 北宿みんなの広場	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
19	臨時グラウンド 田島臨時グラウンド	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
20	臨時グラウンド 美園臨時グラウンド	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
21	臨時グラウンド 長宮臨時グラウンド	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
22	臨時グラウンド 上野臨時テニスコート	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
23	臨時グラウンド 本宿臨時テニスコート	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
24	臨時グラウンド 江川グラウンドゴルフ場	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
25	臨時グラウンド 江川ターゲットバードゴルフ場	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
26	臨時グラウンド 西原運動広場	3月2日～3月31日	048-829-1729	スポーツ文化局
27	八王子スポーツ施設	3月2日～3月31日	048-856-1313	スポーツ文化局
28	大原スポーツ広場	3月2日～3月31日	048-851-6250	スポーツ文化局
29	宝来グラウンド・ゴルフ場	3月2日～3月31日	048-622-0562	保健福祉局
30	見沼臨時グラウンド	3月2日～3月31日	048-878-3656	都市局
31	三橋総合体育館(体育室)	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
32	三橋総合公園屋内プール	3月2日～3月31日	048-623-0505	都市局
33	下落合プール	3月2日～3月31日	048-852-2518	都市局
34	岩槻温水プール	3月2日～3月31日	048-758-2301	都市局
35	浦和総合運動場	3月2日～3月31日	048-886-3200	都市局

## 文化施設・博物館

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	伝統文化施設 氷川の杜文化館	3月2日～3月31日	048-648-1177	スポーツ文化局
2	伝統文化施設 盆栽四季の家	3月2日～3月31日	048-664-1636	スポーツ文化局
3	伝統文化施設 恭慶館	3月2日～3月31日	048-835-7450	スポーツ文化局
4	市民ギャラリー	3月2日～3月31日	048-829-1226	スポーツ文化局
5	漫画会館	3月2日～3月31日	048-663-1541	スポーツ文化局
6	岩槻人形博物館	3月2日～3月31日	048-749-0222	スポーツ文化局
7	大宮盆栽美術館	3月2日～3月31日	048-780-2091	スポーツ文化局
8	土器の館	3月2日～3月31日	048-829-1723	教育委員会事務局
9	青少年宇宙科学館	3月2日～3月31日	048-881-1515	教育委員会事務局
10	宇宙劇場	3月2日～3月31日	048-647-0011	教育委員会事務局
11	さいたま市立博物館	3月2日～3月31日	048-644-2322	教育委員会事務局
12	浦和博物館	3月2日～3月31日	048-874-3960	教育委員会事務局
13	浦和くらしの博物館民家園	3月2日～3月31日	048-878-5025	教育委員会事務局
14	旧坂東家住宅見沼くらしく館	3月2日～3月31日	048-688-3330	教育委員会事務局
15	岩槻郷土資料館	3月2日～3月31日	048-757-0271	教育委員会事務局
16	岩槻藩遷喬館	3月2日～3月31日	048-757-5110	教育委員会事務局
17	鴻沼資料館	3月2日～3月31日	048-878-5025	教育委員会事務局
18	旧高野家離座敷	3月2日～3月31日	048-878-5025	教育委員会事務局
19	うらわ美術館	3月2日～3月31日	048-827-3215	教育委員会事務局

## 福祉施設

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	浦和ふれあい館	2月29日～3月31日	048-829-7905	保健福祉局
2	大宮ふれあい福祉センター	2月29日～3月31日	048-667-0698	保健福祉局
3	老人福祉センター 馬宮荘	3月2日～3月31日	048-625-8825	保健福祉局
4	老人福祉センター しもか荘	3月2日～3月31日	048-668-1445	保健福祉局
5	老人福祉センター あずま荘	3月2日～3月31日	048-642-1266	保健福祉局
6	老人福祉センター 東楽園	3月2日～3月31日	048-686-1033	保健福祉局
7	老人福祉センター いこい荘	3月2日～3月31日	048-853-6868	保健福祉局
8	老人福祉センター 寿楽荘	3月2日～3月31日	048-854-2800	保健福祉局
9	老人福祉センター 仲本荘	3月2日～3月31日	048-762-8441	保健福祉局
10	老人福祉センター 武蔵浦和荘(シニアふれあいセンターサウスピア)	3月2日～3月31日	048-844-7230	保健福祉局
11	老人福祉センター 和楽荘	3月2日～3月31日	048-873-5585	保健福祉局
12	老人福祉センター 槻寿苑	3月2日～3月31日	048-798-8088	保健福祉局
13	健康福祉センター西楽園	3月2日～3月31日	048-624-0486	保健福祉局
14	宮原老人憩いの家	3月2日～3月31日	048-667-3808	保健福祉局
15	本郷老人憩いの家	3月2日～3月31日	048-664-7551	保健福祉局
16	老人憩いの家(高齢者生きがい活動センター内)	3月2日～3月31日	048-667-2225	保健福祉局
17	三橋老人憩いの家	3月2日～3月31日	048-644-2978	保健福祉局
18	三橋老人憩いの家分館	3月2日～3月31日	048-645-7301	保健福祉局
19	天沼老人憩いの家	3月2日～3月31日	048-645-7988	保健福祉局
20	春野老人憩いの家	3月2日～3月31日	048-686-6690	保健福祉局
21	片柳老人憩いの家	3月2日～3月31日	048-687-4525	保健福祉局
22	与野本町老人憩いの家	3月2日～3月31日	048-855-5655	保健福祉局
23	老人憩いの家ふれあいプラザ	3月2日～3月31日	048-756-6000	保健福祉局
24	高齢者生きがい活動センター	3月2日～3月31日	048-667-2225	保健福祉局



子育て支援施設

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	子育て支援センター(単独型)にし	3月1日～3月31日	048-625-1300	子ども未来局
2	子育て支援センター(単独型)きた	3月1日～3月31日	048-662-0022	子ども未来局
3	子育て支援センター(単独型)おおみや	3月1日～3月31日	048-649-3030	子ども未来局
4	子育て支援センター(単独型)みぬま	3月1日～3月31日	048-747-4531	子ども未来局
5	子育て支援センター(単独型)よの	3月1日～3月31日	048-840-1788	子ども未来局
6	子育て支援センター(単独型)さくら	3月1日～3月31日	048-859-3031	子ども未来局
7	子育て支援センター(単独型)うらわ	3月1日～3月31日	048-814-0481	子ども未来局
8	子育て支援センター(単独型)みなみ	3月1日～3月31日	048-844-7223	子ども未来局
9	子育て支援センター(単独型)みどり	3月1日～3月31日	048-874-7388	子ども未来局
10	子育て支援センター(単独型)いわつき	3月1日～3月31日	048-790-0020	子ども未来局
11	のびのびルーム 佐知川	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
12	のびのびルーム 宮前	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
13	のびのびルーム 栄	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
14	のびのびルーム 大砂土	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
15	のびのびルーム 天沼	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
16	のびのびルーム 大宮南	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
17	のびのびルーム 七里	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
18	のびのびルーム 東大宮	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
19	のびのびルーム 蓮沼	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
20	のびのびルーム 与野西北	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
21	のびのびルーム 上落合	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
22	のびのびルーム 西浦和	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
23	のびのびルーム 中島	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
24	のびのびルーム 田島	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
25	のびのびルーム 上木崎	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
26	のびのびルーム 針ヶ谷	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
27	のびのびルーム 本太	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
28	のびのびルーム 常盤	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
29	のびのびルーム 北浦和	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
30	のびのびルーム 善前	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
31	のびのびルーム 浦和大里	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
32	のびのびルーム 大谷場	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
33	のびのびルーム 沼影	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
34	のびのびルーム 向	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
35	のびのびルーム 南浦和	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
36	のびのびルーム 三室	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
37	のびのびルーム 原山	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
38	のびのびルーム 中尾	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
39	のびのびルーム 大門	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
40	のびのびルーム 城北	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
41	のびのびルーム 上里	3月2日～3月31日	048-829-1271	子ども未来局
42	植水児童センター	3月2日～3月31日	048-625-1908	子ども未来局
43	馬宮児童センター	3月2日～3月31日	048-625-8826	子ども未来局
44	植竹児童センター	3月2日～3月31日	048-652-3247	子ども未来局
45	宮原児童センター	3月2日～3月31日	048-667-3808	子ども未来局
46	本郷児童センター	3月2日～3月31日	048-664-7551	子ども未来局
47	三橋児童センター	3月2日～3月31日	048-644-2978	子ども未来局
48	天沼児童センター	3月2日～3月31日	048-645-7988	子ども未来局
49	片柳児童センター	3月2日～3月31日	048-687-4525	子ども未来局
50	春野児童センター	3月2日～3月31日	048-686-6690	子ども未来局

子育て支援施設

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
51	与野本町児童センター	3月2日～3月31日	048-855-5655	子ども未来局
52	向原児童センター	3月2日～3月31日	048-834-6083	子ども未来局
53	大戸児童センター	3月2日～3月31日	048-831-9536	子ども未来局
54	大久保東児童センター	3月2日～3月31日	048-851-6717	子ども未来局
55	仲本児童センター	3月2日～3月31日	048-762-8405	子ども未来局
56	文蔵児童センター	3月2日～3月31日	048-845-5153	子ども未来局
57	浦和別所児童センター	3月2日～3月31日	048-845-8340	子ども未来局
58	尾間木児童センター	3月2日～3月31日	048-711-4182	子ども未来局
59	岩槻児童センター	3月2日～3月31日	048-757-4545	子ども未来局
60	若者自立支援ルーム	3月2日～3月31日	048-829-1716	子ども未来局
61	子育て支援センター(保育施設併設型)日進保育園	3月2日～3月31日	048-661-6988	子ども未来局
62	子育て支援センター(保育施設併設型)大砂土保育園	3月2日～3月31日	048-661-5773	子ども未来局
63	子育て支援センター(保育施設併設型)与野本町保育園	3月2日～3月31日	048-851-9067	子ども未来局
64	子育て支援センター(保育施設併設型)西町保育園	3月2日～3月31日	048-758-4403	子ども未来局
65	子ども家庭総合センター ※1階市民コンタクトスクエアのみ休館	3月1日～3月31日	048-829-7043	子ども未来局

環境施設

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	桜環境センター余熱体験施設・環境啓発施設・ビオトープ	3月1日～3月31日	048-710-5344	環境局
2	みぬま見聞館	3月1日～3月31日	048-646-6030	環境局

市民保養施設

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	見沼ヘルシーランド	3月1日～3月31日	048-878-0901	市民局

各区役所多目的室

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	西区役所多目的室	3月2日～3月31日	048-620-2620	西区役所
2	北区役所多目的室	3月2日～3月31日	048-669-6020	北区役所
3	大宮区役所多目的室	3月2日～3月31日	048-646-3020	大宮区役所
4	見沼区役所多目的室	3月2日～3月31日	048-681-6020	見沼区役所
5	中央区役所多目的室	3月2日～3月31日	048-840-6020	中央区役所
6	桜区役所多目的室	3月2日～3月31日	048-856-6131	桜区役所
7	浦和区役所多目的室	3月2日～3月31日	048-829-6037	浦和区役所
8	南区役所多目的室	3月2日～3月31日	048-844-7130	南区役所
9	緑区役所多目的室	3月3日～3月31日	048-712-1131	緑区役所
10	岩槻区役所多目的室	3月2日～3月31日	048-790-0122	岩槻区役所

その他の施設

No	施設名称	休館する期間	施設の問い合わせ先	局区名
1	産業振興会館・計量検査所	3月2日～3月31日	048-652-6811	経済局
2	産業文化センター	3月2日～3月31日	048-854-0486	経済局
3	にぎわい交流館いわつき	3月2日～3月31日	048-757-2981	経済局
4	農業者トレーニングセンター	3月2日～3月31日	048-878-2026	経済局
5	園芸植物園	3月2日～3月31日	048-878-2026	経済局
6	見沼グリーンセンター	3月3日～3月31日	048-664-5915	経済局
7	農村広場	3月2日～3月31日	048-685-0008	経済局
8	防災センター防災展示ホール	3月2日～3月31日	048-833-7509	消防局
9	議会図書室	3月2日～3月31日	048-829-1758	議会局

他自治体の市民利用施設、市主催イベント、学校の状況

資料 4

令和2年3月24日（月）10時00分現在

	学校	イベント		公共施設		
	休校期間	自粛期間	中止の考え等	休止期間	施設について	閉館施設について
さいたま市	春休みまで	3/31まで	市主催イベント等について、屋内・屋外ともに原則中止	3/31まで	屋内、屋外ともに、市民利用施設の原則休館	図書館：休館 公園：テニスコート等屋外運動施設も休館
東京都※	春休みまで	4/12まで	首都東京で大規模クラスターが起きると全国に波及する。ロックダウンを防ぐため、3週間都主催イベントの自粛	3/31まで	屋内運動施設：個人利用は中止。団体については主催者判断。トレーニングルームは中止	図書館：複写サービス等、一部を除き休館 公園：テニスコート等屋外施設は可
神奈川県	春季休業の開始日まで	期間指定なし（文化イベントは3/31まで）	中止の基準なし（屋内・屋外イベントともに中止有）	3/31まで	屋内運動施設：休館 屋外：公園等は、一部併設施設等は休館	図書館：電話とネット申請による貸出のみ可 公園：テニスコート等屋外施設は可
千葉県	3/24まで	3/31まで	100人以上の参加が見込まれるイベントが中止	3/31までまたは当面の間休館	屋内運動施設：体育館は休館。 県立都市公園の屋内施設一部利用中止	図書館：郵送による貸出返却のみ可（有料） 公園：県立都市公園の屋外は閉館
埼玉県	学年末休業日の前日まで	引き続き3月末まで原則として中止または延期	不特定多数の人が密着しない屋外でのイベントや行事の場合は感染症防止対策を徹底して開催	3/31まで	屋外：公園等は一部休館 屋内運動施設：新規受付は中止。一部予約済みのものは可。トレーニング室は不可	図書館：予約図書の出のみ可 公園：体育館等の指定管理施設のみ休館
横浜市	3/24まで	3/31まで	市が主催するイベント・会議・研修等	3/31まで	福祉施設の一部を除く全て休館	図書館：ネット申請による貸出のみ可 公園：屋外部分のみ開館
川崎市	3/25まで	3/31まで	屋外でも会食等を伴うものは原則中止	3/31まで	水防センター等一部施設は3/23より開館。	図書館：開館中。閲覧席の利用は不可 公園：休館等の記載なし
相模原市	3/25まで	期間指定なし	中止の基準なし（屋内・屋外イベントともに中止有）	3/31まで	屋外：人の接触が少ない場所等は除外の考え方あり	図書館：全館休館 公園：広場は解放 その他：グラウンドは自由利用の場として開放
千葉市	3/24まで	期間指定なし	中止の基準なし（屋内・屋外イベントともに中止有）	3/16までまたは当面の間休館	「クラスターの発生のリスクを下げるための3つの原則」を適用できる一部施設は、利用を再開	図書館：17日より再開。施設により一部サービス（閲覧含む）制限あり。 公園：休館等の記載なし
川越市	3/26まで	期間指定なし	重症化のリスクが高い市民が多く参加するか。お互いの距離が十分に取れずに一定時間いる状況か。	3/31まで	屋外スポーツ施設は通常通り開館。 屋内運動施設は休館	図書館：全館休館 公園：テニスコート等屋外施設は可
川口市	4/7まで	期間指定なし	中止の基準なし（屋内・屋外イベントともに中止有）	3/31までまたは当面の間休館	一部スポーツ屋外施設を除く	図書館：全館休館 公園：休館等の記載なし その他：スポーツセンターは屋外施設は開館
越谷市	4/7まで	期間指定なし	中止の基準なし（屋内・屋外イベントともに中止有）	3/31までまたは当面の間休館	屋内・屋外の別は不明	図書館：開館中（閲覧席閉鎖） 公園：休館等の記載なし その他：児童館は閉館中（イベントは中止）
草加市※	4/7まで	4/19まで	中止の基準なし（屋内・屋外イベントともに中止有）	3/31までまたは4/19まで	屋外スポーツ施設については、感染症対策の実施を条件に再開。屋内施設は引き続き休止。	図書館：予約した資料の貸出と、資料の返却のみ 公園：公園は解放 その他：屋内施設は4/19まで閉館
大阪府※	4/7まで	4/3まで	府主催の府民参加イベントや集会について、原則、開催中止又は延期	4/3まで	府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館	図書館：電話とネット申請による申請のみ可 公園：公園は解放 その他：
福岡市	春休みに入るまで	3/20までまたは3/31まで	国の3条件がすべて同時に重ならないイベントについては、感染対策を徹底したうえで今後実施。	3/20までまたは3/31まで	国の3条件がすべて同時に重ならない公共施設については、感染対策を徹底したうえで、今後再開。	図書館：閉館中（学習室等は休止） 公園：公園は解放（体育館等は中止） その他：21日から各公共施設は順次開始

※については、別紙参照

上記については、ホームページ等から確認を行ったものであり、網羅的なものとはなっていない。

○最近になって新しい方針が示された自治体等の例

東京都

- ・都主催の大規模イベント等については、4月12日までの間、現在の対応方針を継続（3月24日発表）

大阪府

- ・それ以降の対応については、4月3日までに、今後の感染拡大の状況等を踏まえ、判断（3月20日発表）

草加市

- ・屋外スポーツ施設に関して、人が密集しない配慮、近距離での会話や発声を行わないことなど、感染症対策を実施することを条件に利用を再開。
- ・屋内施設は引き続き4月19日まで利用を休止、市または市が参加する実行委員会が主催するイベント等は、4月19日までは中止または延期（3/23発表）

○今後、方針を発表する意向を示した自治体

横浜市

- ・修了式は、感染リスク対策を行ったうえで、令和2年3月25日に実施
- ・4月以降の学校、イベント実施、市民利用施設の再開などについて、国の方針、横浜市や近隣都市の状況を踏まえ、早急に判断していく。（3月23日発表）

札幌市

- ・札幌市では、感染拡大が一定程度に収まりを見せてはいるものの、今なお予断を許さない状況
- ・市有施設の休館等に関し、それぞれの施設ごとに感染リスクを下げる手立てを徹底した上で、リスクの低い活動や施設の再開に向けた検討を早急に行うことを指示（3/24発表）

○その他

文部科学省

- ・3月24日に「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を作成

## 市民利用施設、市主催イベント等の再開等に関する基本的方向性

### 1 基本的な考え方

国の専門家会議の提言中に示された「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」を踏まえ、感染の拡大に最大限の配慮をしながら、感染リスクの低い活動や施設について、必要な対策を取ったうえで、順次再開する。

一方で、クラスター発生 of 早期発見等により感染拡大の兆しが見られた場合には、再開施設も含め、改めて、方針の見直しを行う。

### 2 施設やイベントの再開にあたって必要な感染症予防策の考え方

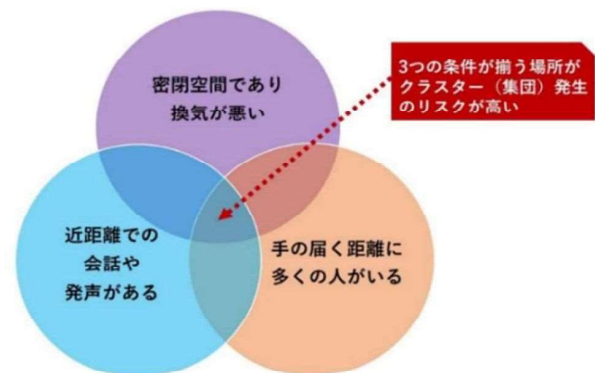
#### (1) 集団感染（クラスター）発生 of リスクへの対応

集団感染が確認された場の共通点として、以下の3つの条件が同時に重なった場であることから、この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多くの人 that 密集
- ・近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声

このため、国の専門家会議により示された発生リスクを下げるための3つの原則に従い対策を実施する。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人 that 手の届く範囲に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声の回避



(2) 手指衛生、咳エチケットの励行、共用品を使わないこと等の一般的な感染症予防対策の実施。

### 3 再開時期について

感染リスクの低い活動や施設について、必要な対策を取ったうえで、4月1日以降順次再開。

## 各局資料に基づく感染症防止対策事例と再開に向けた基本的考え方

## I 各局資料に基づく感染症防止対策事例

## 1 屋内施設等（社会福祉施設・コミュニティセンター等）における感染症防止事例

## (1) 換気を励行する対策の実施

- ・ 室の開放による換気促進のための注意喚起

## (2) 人の密度を下げる対策の実施

- ・ 利用（入場）人数の制限
- ・ 利用時間の制限
- ・ パーテーションの設置（間隔確保が困難な場合）
- ・ イスを対面に設置しない（間隔確保が困難な場合）

## (3) 近距離での会話や発声、高唱を避ける対策の実施

- ・ 利用目的の制限（カラオケ・コーラス等を禁止）
- ・ 身体接触のあるスポーツの制限

## (4) 一般的な感染症対策の徹底的な実施

- ・ 手指消毒、咳エチケット（マスク）等
- ・ 施設の消毒等

## 2 屋外施設等（公園等）における感染症防止事例

併設された更衣室、受付事務所等について屋内施設に準じた感染症予防対策を実施

## II 今後の再開に向けた方向性

- 他の多くの自治体において開所を継続している公園等の屋外施設については、併設の屋内施設を除き早急に再開を検討。なお併設施設については屋内施設と同様の扱いとする
- 参加者が特定されている本市が主催する会議や研修会等については、十分な感染症予防策を行ったうえで実施することを検討
- 屋内施設（教育委員会関係を除く）、大規模イベント等については、当面の間中止を継続するが、可能なものから再開を目指す。

## 施設、イベント、事業等の感染症予防の具体的方策例

事前		○過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬した方の不参加の呼びかけ
		○過去 2 週間以内に感染拡大中の国への訪問歴がある方への不参加の呼びかけ
		○体調不良による不参加の場合のキャンセル代にかかる配慮
		○透析患者や糖尿病等の基礎疾患がある方等へのリスクの伝達
		○感染症発生時の参加者への周知や保健所の疫学調査への協力の観点から可能な限り名前、住所を記載、可能であれば座席等を予め指定
当日	クラスターの視点発生	○換気設備の適切な運転、窓開け等による外気を取り入れる換気
		○会場定員以下での利用や、入退場時の時間差による動線の工夫による密集環境の回避
		○声援の抑制等の大声を出さない環境整備
	その他の一般的な感染症対策	○当日に発熱、体調不良等がないことを確認
		○会場入場時及びイベント途中での適宜の手洗いの実施の呼びかけと手洗い場所の確保
		○参加者の手が触れる場所（ドアノブ、手すり等）のふき取り清掃（アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム）
		○飛沫感染防止の徹底（空間的距離の確保、声を出す機会を最小限に、マスク又は咳エチケットの励行）
		○当日の発熱者や体調不良者の申し出の依頼と接触箇所の消毒
		○高齢者や基礎疾患があるハイリスク者等と、若者世代との動線、居場所の分離
		○食事の提供や会食機会の回避
	事後	○終了後の懇親会等の回避
		○感染者発生時の保健所による疫学調査への協力



## 学校の再開について

教育委員会では、文部科学事務次官通知（3月24日付）ならびに、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」等を踏まえ、さいたま市立学校再開に係る「さいたま市版マニュアル」を作成し、新学期における入学式・始業式等を予定どおり行い、その後の学校教育活動を再開したいと考えております。

そこで、「3つの条件が同時に重なる場」を避けることは、当然のことと認識しておりますが、以下の具体的事項について、専門家の皆様の御所見をお伺いいたします。

### 1 保健管理等に関すること

- 授業、特別活動等の教育活動全般において、全児童生徒及び教職員はマスク着用の上、実施いたします。なお、マスクが用意できない場合には、他の咳エチケットを徹底することとします。
- 「特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと」と、ガイドラインでは示されています。  
この場合の清掃の頻度についてご教示ください。
- 児童生徒の通学方法については、1列で間隔を空けての登下校を考えていますが、特に留意する点があれば、ご教示ください。

### 2 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

- 入学式について
  - ・小、中、高、中等教育学校 保護者1名以内（来賓、在校生なし）
  - ・特別支援学校 保護者制限なし（医療的ケア児に配慮）※マスク着用、換気、手洗い励行
- 始業式について
  - ・小、中、高、中等教育学校 各教室にて放送で実施
  - ・特別支援学校 通常実施※マスク着用、換気、手洗い励行
- 修学旅行、宿泊学習等について
  - ・中止ではなく、延期を検討
- PTA関連行事（授業参観、懇談会、総会など）について
  - ・中止または延期を検討（5月以降）
- 外国との交流について
  - ・諸外国の状況により中止もありうる

### 3 部活動に関すること

- 体育館、武道場等の室内実施の場合は特に感染に注意する、部室の使用を禁止する等実施方法を工夫し、4月7日または8日の再開を検討しています。
- その他、部活動再開にあたって留意すべき点があれば、ご教示ください。

### 4 児童生徒、教職員、保護者、関係者等に感染が判明した場合に関すること

- 児童生徒の感染が判明した場合の学級閉鎖の基準についてご教示ください。
- 保護者の感染が判明した場合（児童生徒が濃厚接触者）の対応についてご教示ください。

## 図書館の一部業務の再開について

### 1 再開する市民利用施設

#### (1) 対象施設：図書館 計 25 館

臨時休館を延長するが、市民サービスの観点から一部業務を再開する。

#### (2) 業務内容

- ① 臨時窓口において貸出業務を実施する。
- ② インターネット、電話予約に加え、窓口予約業務を実施する。

#### (3) 感染防止策

- ・ 次の 3 条件を徹底する。
  - ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
  - ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
  - ③ 近距離での会話や大声でも発生をできるだけ控えてもらうための工夫
- ・ 環境衛生を良好に保つために、多くの利用者等が手を触れる箇所適宜消毒する。
- ・ 手洗い、咳エチケット等の啓発ポスターを掲示する。
- ・ 長時間の滞在を防ぐため、閲覧席や学習席については使用禁止とする。

### 2 感染予防についての質問事項

#### (1) 図書館の環境衛生を良好に保つために、トイレをはじめ多くの利用者等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、「適宜消毒」とあるが、適切な頻度について伺いたい。

感染者が出た場合、感染者が出ていない場合でその頻度は違うのかなど。

#### (2) 図書館では、本の貸出を実施するが本にコロナウィルスが付着しているのではないかと心配し、説明を求める利用者がある。実際のところを伺いたい。

#### (3) 図書館は、商業施設等のビル内にあるものもあり、換気のため窓を開けることができない。空調設備は整っているのに、それをもって換気できていると考えても差し支えないか伺いたい。

## さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

**(設置)**

第1条 さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部（以下「対策本部」という。）の新型コロナウイルス感染症の対策方針等について、意見聴取を行うため、さいたま市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

**(意見聴取事項)**

第2条 専門家会議の構成員は、次に掲げる事項について専門的な視点から意見を述べることができる。

- (1) 市が実施した、又は実施している新型コロナウイルス感染症への取組
- (2) 市が今後予定する新型コロナウイルス感染症への取組
- (3) その他新型コロナウイルス感染症の対策

**(構成)**

第3条 専門家会議は、医師その他感染症に係る専門的知識を有する者及び市職員で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

**(座長)**

第4条 専門家会議に座長を置く。

- 2 座長は、さいたま市保健福祉局長とする。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

**(任期)**

第5条 専門家会議の構成員の任期は、対策本部の解散までとする。

**(会議)**

第6条 専門家会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 専門家会議は、非公開とする。ただし、出席した構成員の過半数の同意を得た場合は、公開することができる。

**(事務局)**

第7条 専門家会議の事務を処理するため、総務局危機管理部危機管理課に事務局を置く。

**(その他)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。